



県章

三重県公報

昭和52年10月18日 火曜日 第10601号

目次

告示

- 牛の結核病及びブルセラ病検査の実施 (畜産課) 1
- ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病検査の実施 (同) 2
- ふそ病検査の実施 (同) 2
- 家畜伝染病予防注射の実施 (同) 3
- 同件 (同) 3
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (林業課) 4
- 漁船損害補償法による付保義務の同意を求める旨の届出及びその指定漁船調書の縦覧 (漁政課) 4
- 公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧 (港湾課) 4

公安委告示

- 交通規制等の一部改正 (公安委員会) 7

公告

- 昭和52年度前期1・2級技能検定の合格者 (職業訓練課) 16
- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第一課) 16
- 同件 (同) 16
- 昭和52年度県営住宅空屋補充入居希望者の募集 (建築課) 17



三重県告示第622号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第31条第1項の規定により、牛の結核病及びブルセラ病の検査を次のとおり実施する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田川亮三

1 実施の目的

課長

課長補佐

主幹

主査

主査

- 牛の結核病及びブルセラ病予防のため
- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛）
 - 2 検査の方法
ツベルクリン皮内注射法及びブルセラ急速凝集反応法
 - 3 実施の期日
昭和52年11月1日から同月4日まで
 - 4 実施する区域
上野市

三重県告示第623号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を次のとおり実施する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 実施の目的
ひな白痢、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵の生産又はその目的で飼養している鶏
- 3 検査の方法
急速凝集反応及び赤血球凝集抑制反応
- 4 実施の期日
昭和52年11月14日から同月19日まで
- 5 実施する区域
津市、芸濃町、白山町、嬉野町

三重県告示第624号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、ふそ病検査を次のとおり実施する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 実施の目的
ふそ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
みつばち

- 3 検査の方法
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
- 4 実施の期日
昭和52年10月26日から11月30日まで
- 5 実施する区域
北勢家畜保健衛生所管内一円
南勢家畜保健衛生所管内一円
紀州家畜保健衛生所管内一円

三重県告示第625号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、次のとおり注射を実施する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 実施の目的
牛の伝染性鼻気管炎発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛
- 3 注射の方法
筋肉内注射（牛伝染性鼻気管炎ウイルス予防液）
- 4 実施の期日
昭和52年11月1日から同月4日まで
- 5 実施する区域
上野市

三重県告示第626号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、次のとおり注射を実施する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 実施の目的
豚コレラ及び豚丹毒発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚
- 3 注射の方法
皮下注射（豚コレラ生ウイルス予防液、豚丹毒予防液）
- 4 実施の期日
昭和52年11月14日から同月19日まで

5 実施する区域

中勢家畜保健衛生所管内一円

三重県告示第627号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 解除予定に係る保安林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字下市木字浜・字萩内・字御浜・大字阿田和字松原・字這上り・字字賀松(以上6字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第628号

漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和52年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 発起人住所及び氏名

三重県度会郡南勢町内瀬 萩原 脩 司

萩原 忠

山本 一

2 加入区

内瀬浦

3 漁船損害補償法第113条第1項の申し出をした漁業協同組合

内瀬浦漁業協同組合

三重県告示第629号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水

面の埋立てについて、次のとおり免許の出願があつた。

なお、当該出願に係る関係書類は、昭和52年10月18日から3週間、三重県土木部港湾課、三重県南勢志摩県民局志摩土木事務所及び磯部町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和52年10月18日

的矢港港湾管理者の長

三重県知事 田 川 亮 三

1 出願の年月日

昭和52年10月18日

2 出願者の住所及び名称

津市広明町13番地

三重県

3 埋立区域

(1) 位置

志摩郡磯部町渡鹿野字大切524—1、524—3、524—10及び524—11番地先の堤防敷をはさむ公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びりの地点とイの地点を結ぶ昭和51年春分の満潮位(+2.07m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 安乗崎燈台(北緯34°21'43"東経136°54'42")から260°00' 3087.0mの地点

ロの地点 イの地点から212°30' 7.0mの地点

ハの地点 ロの地点から302°30' 0.6mの地点

ニの地点 ハの地点から212°30' 32.0mの地点

ホの地点 ニの地点から122°30' 0.6mの地点

ヘの地点 ホの地点から212°30' 13.0mの地点

トの地点 ヘの地点から137°30' 30.0mの地点

チの地点 トの地点から227°30' 10.0mの地点

リの地点 チの地点から317°30' 34.5mの地点

(3) 面積

688.49m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

志摩郡磯部町渡鹿野字大切524—1、524—2、524—3、524—10及び524—11番地先の堤防敷をはさむ公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 安乗崎登台(北緯34°21'43"東経136°54'42")から259°30' 3056.0mの地点

Bの地点 Aの地点から211°30' 38.8mの地点

Cの地点 Bの地点から135°30' 35.5mの地点

Dの地点 Cの地点から226°00' 68.5mの地点

Eの地点 Dの地点から316°00' 57.8mの地点

Fの地点 Eの地点から 33°30' 100.2mの地点

(3) 面 積

5846.10m²

5 埋立地の用途

(1) 物揚場用地

埋立地の北側で、既設護岸に平行して長さ約45m幅約7mの用地及びこの用地の東端より約140度に折れ曲がつて長さ約30m幅約10mの用地合計面積約640m²を配置する。

(2) 護岸用地

埋立地の北端と既設護岸の間に長さ約7m幅約7mの用地面積約50m²を配置する。



三重県公安委員会告示第23号

道路交通法の規定に基づく交通規制等(昭和45年三重県公安委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

昭和52年 9月22日

三重県公安委員会委員長 金 丸 吉 生

鈴鹿警察署の項別表第1 83の欄の次に次のように加える。

84	鈴鹿市神戸矢田部町158番地先県道神戸長沢線と市道南萱町矢田部線の交差点	安田歯科前交差点
85	鈴鹿市算所1丁目9番1号先県道三行庄野線と市道算所西新開3号線の交差点	百五銀行平田支店前交差点

鈴鹿警察署の項別表第3 252の欄の次に次のように加える。

253	県道 神戸長沢線	鈴鹿市神戸矢田部町158番地先(安田歯科前交差点)	交差点	4	有
254	県道 三行庄野線	鈴鹿市算所1丁目9番1号先(百五銀行平田支店前交差点)	"	3	有

鈴鹿警察署の項別表第10中

10	鈴鹿市神戸矢田部町723番地先県道鈴鹿宮妻峽線と市道河町神戸停車場線の交差点(安田歯科前)	北詰及び南詰から入る車両	終 日
11	鈴鹿市大池町876番地の2先県道三行庄野線と市道平野大池住宅線の交差点(大池バス停前)	西詰から入る車両	"

を

10	削	除	
11	鈴鹿市大池町876番地の2先県道三行庄野線と市道平野大池住宅線の交差点(大池バス停前)	西詰から入る車両	終 日

に改める。

伊勢警察署の項別表第1 116の欄の次に次のように加える。

117	伊勢市東大淀585番地の1先県道伊勢魚見松阪線と県道東大淀小俣線及び市道東大淀南線の交差点	東大淀交差点
-----	---	--------

伊勢警察署の項別表第3 267の欄の次に次のように加える。

268	県道 伊勢魚見松阪線	伊勢市東大淀585番地の1先(東大淀交差点)	"	4	有
-----	------------	------------------------	---	---	---

伊勢警察署の項別表第10中

171	伊勢市東大淀町 585 番地先県道伊勢魚見松阪線と県道東大淀小俣線及び市道東大淀南線の交差点 (平松孝司方前)	南詰及び北詰から入る車両	"
-----	---	--------------	---

を

171	削	除	
-----	---	---	--

に改める。

尾鷲警察署の項別表 3 107の欄の次に次のように加える。

108	尾鷲市大字南浦1290番地の1先 (新中川橋南)	"	1	無
109	市道 尾鷲市天満浦1番地の6先 (天満埠頭)	"	2	無
110	県道 尾鷲市大字中井浦1117番地先 (万福食堂前)	"	1	無
111	国道 尾鷲市行野浦123番地先 (行野浦漁協前)	単路	1	無
112	県道 北牟婁郡海山町引本浦北町952番地の3先 (赤石遊園地前)	交差点	1	無

尾鷲警察署の項別表第5中

3	尾鷲市南浦367番地先から 尾鷲市矢ノ浜町301番地先まで	1,000 メートル	毎時 40キロメ ートル
4	県道 尾鷲港尾鷲停車場線 市道 尾鷲市林町15番地の2先まで 北浦折橋線	850 メートル	毎時 30キロメ ートル

を

3	尾鷲市南浦367番地先から 尾鷲市矢ノ浜町301番地先まで	1,000 メートル	"
4	県道 尾鷲港尾鷲停車場線 市道 尾鷲市林町15番地の2先まで 北浦折橋線	850 メートル	"

に、

13	市道 瀬木山腰線、茶地岡向井線	尾鷲市林町18番21号先から 尾鷲市北浦町1番2号先まで	880 メートル	"
----	-----------------	---------------------------------	-------------	---

を

13	市道 瀬木山腰線、茶地岡向井線	尾鷲市林町18番21号先から 尾鷲市矢ノ浜町580番7号先まで	1,680 メートル	"
----	-----------------	------------------------------------	---------------	---

に、

25	県道 相賀停車場線、須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡海山町相賀 868 番地先から 北牟婁郡海山町引本浦 528 番地先まで	3,650 メートル	"
----	----------------------	---	---------------	---

を

25	県道 相賀停車場線、須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡海山町相賀 868 番地先から 北牟婁郡海山町島勝 171 番地先まで	10,800 メートル	"
----	----------------------	--	----------------	---

に、

46	県道 大杉谷船津停車場線	北牟婁郡海山町大字中里往古橋北詰から 北牟婁郡海山町大字船津字稲荷堂2502番地先まで	600 メートル	"
47	国道 42 号線	北牟婁郡紀伊長島町東長島字古有木1727番地の2先から 北牟婁郡紀伊長島町字伯父の谷1725番地先まで	3,300 メートル	"

を

46	町道 往古川線	北牟婁郡海山町大字中里往古橋北詰から 北牟婁郡海山町大字船津字稲荷堂2502番地先まで	600 メートル	毎時 30キロメ ートル
47	国道 42 号線	北牟婁郡紀伊長島町東長島字古有木1727番地の2先から 北牟婁郡紀伊長島町字伯父の谷1725番地先まで	3,300 メートル	毎時 40キロメ ートル

に改め、同表53の欄の次に次のように加える。

54	市道 下中川耕作本線	尾鷲市下中川1149番地の6号先から 尾鷲市大字南浦1013番地先まで	390 メートル	"
55	町道 相賀小浦線、本地汐ノ津呂線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 827番3号先から 北牟婁郡海山町引本浦17番5号先まで	950 メートル	毎時 40キロメ ートル
56	町道 仲田2号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 825番5号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 312番地先まで	300 メートル	毎時 30キロメ ートル
57	町道 仲田1号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 820番1号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 251番1号先まで	300 メートル	"

尾鷲警察署の項別表第8中

11	北牟婁郡紀伊長島町長島2889番地の12先から 北牟婁郡紀伊長島町東長島501番地の3先まで	1,891 メートル
11	北牟婁郡紀伊長島町長島1175番地の1先から 北牟婁郡紀伊長島町東長島501番地の3先まで	2,391 メートル

を

に改める。

尾鷲警察署の項別表第10 159の欄の次に次のように加える。

160	北牟婁郡海山町相賀字朝日町827番3号先町道相賀小浦線と町道相神1号線の交差点 (主婦の店相賀店南西交差点)	北詰から入る車両	〃
161	北牟婁郡海山町相賀字朝日町825番5号先町道相賀小浦線と町道仲田2号線の交差点 (主婦の店相賀店南交差点)	南詰から入る車両	〃
162	北牟婁郡海山町相賀字朝日町817番1号先町道仲田2号線と町道仲田8号線の交差点 (西尾五郎方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
163	北牟婁郡海山町相賀字朝日町284番地先町道仲田2号線と町道仲田7号線の交差点 (中西義雄方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
164	北牟婁郡海山町相賀字朝日町283番3号先町道仲田2号線と町道仲田6号線の交差点 (渡辺 正方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
165	北牟婁郡海山町相賀字朝日町862番2号先町道仲田2号線と町道仲田5号線の交差点 (五味 完方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
166	北牟婁郡海山町相賀字朝日町293番4号先町道仲田2号線と町道仲田4号線の交差点 (上野利二方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
167	北牟婁郡海山町相賀字朝日町292番1号先町道仲田2号線と町道仲田3号線の交差点 (平谷圭三方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
168	北牟婁郡海山町相賀字朝日町824番地先町道相賀小浦線と町道第3相神線の交差点 (主婦の店相賀店東交差点)	北詰から入る車両	〃
169	北牟婁郡海山町相賀字朝日町820番1号先町道相賀小浦線と町道仲田1号線の交差点 (山口自動車工業南交差点)	南詰から入る車両	〃
170	北牟婁郡海山町相賀字朝日町269番11号先町道仲田1号線と町道仲田8号線の交差点 (芝原規余史方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
171	北牟婁郡海山町相賀字朝日町268番1号先町道仲田1号線と町道仲田7号線の交差点 (若林 繁方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
172	北牟婁郡海山町相賀字朝日町267番3号先町道仲田1号線と町道仲田6号線の交差点 (富屋ペン北交差点)	東詰及び西詰から入る車両	〃
173	北牟婁郡海山町相賀字朝日町274番3号先町道仲田1号線と町道仲田5号線の交差点 (村中誠治方前)	東詰及び西詰から入る車両	〃
174	北牟婁郡海山町相賀字朝日町264番地先町道仲田1号線と町道仲田4号線の交差点 (国分板金南交差点)	東詰及び西詰から入る車両	〃

175	北牟婁郡海山町相賀字朝日町277番地先町道仲田1号線と町道仲田3号線の交差点 (まつや製菓北交差点)	東詰及び西詰から入る車両	〃
176	北牟婁郡海山町相賀字朝日町277番地先町道仲田1号線と町道仲田10号線の交差点 (まつや製菓前交差点)	東詰から入る車両	〃
177	北牟婁郡海山町相賀字朝日町253番6号先町道仲田10号線と県道相賀停車場線の交差点 (橋本歯科医院東交差点)	北詰から入る車両	〃
178	尾鷲市上野町7番46号先市道尾鷲港新田線と市道古戸野1尻野線の交差点 (尾鷲高校南交差点)	北詰から入る車両	〃
179	尾鷲市天満浦1番地の6先市道天満小渡線と天満埠頭入口(無名市道)の交差点	南詰から入る車両	〃

尾鷲警察署の項別表第12 79の欄の次に次のように加える。

80	市道 茶地岡向井線	尾鷲市林町18番21号先から 尾鷲市矢ノ浜下地580番7号先まで	800 メートル	〃
81	県道 須賀利港線、相賀停車場線	北牟婁郡海山町引本浦528番地先から 北牟婁郡海山町島勝171番地先まで	7,150 メートル	〃
82	町道 往古川線	北牟婁郡海山町船津大字中里往古橋北詰から 北牟婁郡海山町船津大字中里4922番地先まで	430 メートル	〃
83	市道 下中川耕作本線	尾鷲市下中川1149番地の6号先から 尾鷲市大字南浦1013番地先まで	390 メートル	〃
84	町道 相賀小浦線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町827番3号先から 北牟婁郡海山町字桜町汐見橋南詰まで	450 メートル	〃
85	町道 本地汐ノ津呂線	北牟婁郡海山町字桜町汐見橋南詰から 北牟婁郡海山町引本浦17番5号先まで	500 メートル	〃
86	町道 仲田8号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町817番1号先から 北牟婁郡海山町字朝日町222番5号先まで	120 メートル	〃
87	町道 仲田7号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町284番地先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町222番1号先まで	120 メートル	〃
88	町道 仲田6号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町283番3号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町222番1号先まで	120 メートル	〃
89	町道 仲田5号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町293番2号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町226番2号先まで	120 メートル	〃
90	町道 仲田4号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町291番3号先から 北牟婁郡海山町字朝日町264番2号先まで	120 メートル	〃

91	町道 仲田3号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 292番1号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 263番2号先まで	120 メートル	"
92	町道 仲田10号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 227番地先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 253番6号先まで	50 メートル	"
93	町道 仲田2号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 825番5号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 312番地先まで	300 メートル	"
94	町道 仲田1号線	北牟婁郡海山町相賀字朝日町 820番1号先から 北牟婁郡海山町相賀字朝日町 251番1号先まで	300 メートル	"

熊野警察署の項別表第3 67の欄の次に次のように加える。

68	広域道営団 地幹農道	熊野市有馬町1122番地先 (有馬ランド東)	"	1	無
69	国道 311号線	熊野市有馬町597番地先 (橋詰まさあ方前)	"	1	無
70	市道 磯崎線	熊野市磯崎町1125番地先 (泊小学校前)	"	2	無

熊野警察署の項別表第5中

21	市道 関船町駅裏 線 広域道営団 地幹農道	熊野市井戸町815番地先から 熊野市有馬町字仲沖1245番地の 1先まで	2,170 メートル	毎時 40キロメ ートル
----	-----------------------------------	--	---------------	--------------------

を

21	市道 関船町駅裏 線 広域道営団 地幹農道	熊野市井戸町815番地先から 熊野市久生屋町74番地の2先ま で	5,670 メートル	毎時 40キロメ ートル
----	-----------------------------------	--	---------------	--------------------

に改め、同表21の欄の次に次のように加える。

22	市道 久生屋線	熊野市有馬町413番地の1先か ら 熊野市久生屋町729番地先まで	600 メートル	毎時 30キロメ ートル
----	------------	---	-------------	--------------------

熊野警察署の項別表第10 68の欄の次に次のように加える。

69	熊野市有馬町3761番地先農道山崎線と広域道 営団地幹農道の交差点	南詰から入る車両	"
----	--------------------------------------	----------	---

熊野警察署の項別表第12 24の欄の次に次のように加える。

25	広域道営団 地幹農道	熊野市井戸町380番地先から 熊野市久生屋町74番地の2先ま で	5,130 メートル	"
----	---------------	--	---------------	---

鵜殿警察署の項別表第3 77の欄の次に次のように加える。

78	県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高丘1515番地の2先 (蛇塚バス停前)	単路1	無
----	-------------	--------------------------------	-----	---

鵜殿警察署の項別表第5中

16	県道 上市木停車 場線	南牟婁郡御浜町下市木4542番地 先から 南牟婁郡御浜町下市木2734番地 先まで	1,000 メートル	"
17		南牟婁郡御浜町上市木2318番地 先から 南牟婁郡御浜町上市木943番地 先まで	1,000 メートル	"

を

16	県道 上市木停車 場線	南牟婁郡御浜町下市木4542番地 先から 南牟婁郡御浜町上市木1334番地 先まで	4,913 メートル	"
17	削	除		

に改め、同表34の次の欄に次のように加える。

35	農免道路	南牟婁郡紀和町榎枝天瀬橋から 南牟婁郡紀和町榎枝三和大橋中 央まで	265 メートル	"
36	村道 木場本線、 中早馬線	南牟婁郡鵜殿村上地133番地先 から 南牟婁郡鵜殿村中松原460番地 の1先まで	757 メートル	"

鵜殿警察署の項別表第10 56の欄の次に次のように加える。

57	南牟婁郡紀和町和気986番地の4先県道小船 紀宝線と町道農免道路の交差点 (天瀬橋東詰)	東詰から入る車両	"
----	--	----------	---

鵜殿警察署の項別表第12 18の欄の次に次のように加える。

19	村道 木場本線、 中早馬線	南牟婁郡鵜殿村上地133番地先 から 南牟婁郡鵜殿村中松原460番地 の1先まで	757 メートル	"
----	---------------------	---	-------------	---

鵜殿警察署の項別表第17 8の欄の次に次のように加える。

9	国道 42号線	南牟婁郡鵜殿村130番地の3先から 南牟婁郡鵜殿村56番地の1先までの北側の 歩道	100 メートル	"
---	------------	---	-------------	---

上野警察署の項別表第1 48の欄の次に次のように加える。

49	上野市四十九町字坂本1679番地先県道上野阿保白山線 と市道恵美須町四十九町線の交差点	松並工務店前交 差点	
----	--	---------------	--

上野警察署の項別表第3 213の欄の次に次のように加える。

214	県道 上野市四十九町字坂本1679番地先 山線 (松並工務店前)	"	2	有
-----	--	---	---	---

上野警察署の項別表第10中

156	上野市四十九町字坂本1679番地先県道上野阿保白山線と市道伊賀上野四十九線の交差点 (松並工務店工場前)	東詰から入る車両	"
157	阿山郡伊賀町大字中柘植1178番地先国道25号線と旧国道25号線の交差点 (ブリジストン前)	南詰から入る車両	"

を

156	削	除	
157	阿山郡伊賀町大字中柘植1178番地先国道25号線と旧国道25号線の交差点 (ブリジストン前)	南詰から入る車両	終 日

に改める。

高速道路交通警察隊の項別表第5中

63	国道 25号線 (名阪国道)	亀山市大岡寺町字富士山761番地の17先から 阿山郡伊賀町大字川東字唐戸105番地の9先まで	23,000 メートル	毎時 60キロメ ートル
64		阿山郡伊賀町大字川東字唐戸105番地の9先から 上野市大字治田字奥ノ広1352番地先まで	18,700 メートル	毎時 50キロメ ートル

を

63	国道 25号線 (名阪国道)	亀山市大字大岡寺町字富士山761番地の17先から 阿山郡伊賀町大字西之沢字備後1197番地の3先まで	24,770 メートル	毎時 60キロメ ートル
64		阿山郡伊賀町大字西之沢字備後1197番地の3先から 上野市大字治田字奥ノ広1352番地先まで	16,930 メートル	毎時 50キロメ ートル

に改める。

高速道路交通警察隊の項別表第8中

1	自動車	国道 25号線 (名阪国道)	阿山郡伊賀町大字川東字唐戸105番地の9先から 上野市大字治田字綾部2094番地の1先まで	17,700 メートル
---	-----	----------------------	--	----------------

を

1	自動車	国道 25号線 (名阪国道)	阿山郡伊賀町大字西之沢字備後1197番地の3先から 上野市大字治田字綾部2094番地の1先まで	15,930 メートル
---	-----	----------------------	--	----------------

に改める。

高速道路交通警察隊の項別表第18中

3	国道 25号線 (名阪国道)	亀山市大岡寺町大字富士山761番地の17先から 阿山郡伊賀町大字川東字唐戸105番地の9先まで	23,000 メートル	2	左の区間のうち、上り線鈴鹿郡関町加太越川字上ノ田84番地の5先(6.45KP)から鈴鹿郡関町加太越川字大平399番地の2(7.18KP)までの730メートル 鈴鹿郡関町加太中在家字峠西7501番地の7先から(12.60KP)鈴鹿郡関町加太中在家字岩の本7570番地の17先(13.10KP)までの500メートル及び下り線阿山郡伊賀町柘植町字木落527番地の3先(14.90KP)から阿山郡伊賀町柘植町字朝古5299番地の2先(15.70KP)までの800メートルの間道路標示で示された区間
---	----------------------	--	----------------	---	---

を

3	国道 25号線 (名阪国道)	亀山市大岡寺町字富士山761番地の17先から 阿山郡伊賀町大字西之沢字備後1197番地の3先まで	24,770 メートル	2	左の区間のうち、上り線鈴鹿郡関町加太越川字上ノ田84番地の5先(6.45KP)から鈴鹿郡関町加太越川字大平399番地の2(7.18KP)までの730メートル 鈴鹿郡関町加太中在家字峠西7501番地の7先(12.60KP)から鈴鹿郡関町加太中在家字岩の本7570番地の17先(13.10KP)までの500メートル及び下り線阿山郡伊賀町柘植町字木落527番地の3先(14.90KP)から阿山郡伊賀町柘植町字朝古5299番地の2先(15.70KP)までの800メートルの間道路標示で示された区間
---	----------------------	---	----------------	---	---

に改める。



昭和52年度前期1・2級技能検定に合格した者は、次のとおりである。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

「次」は省略し、合格者名簿は三重県商工労働部職業訓練課に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、松阪市営土地改良事業（大津地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和52年10月22日から同年11月11日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、玉滝土地改良区から申請のあつた新規土地改良事業（山生田地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 定款の写し

2 縦覧の期間

昭和52年10月22日から同年11月11日まで

3 縦覧の場所

阿山町役場

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条の規定により、昭和52年度県営住宅空家補充（昭和52年12月1日から昭和53年3月31日までに空家が生じた場合の補充）入居希望者の募集を次の要領により行う。

昭和52年10月18日

三重県知事 田 川 亮 三

1 受付期間及び時間

昭和52年10月24日（月）から同月31日（月）までの午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。

なお、曙団地及び千里団地（老人同居向住宅のみ）については、随時受付を行う。

2 入居申請受付場所

入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課

3 募集する県営住宅

四日市市内（曙団地）の県営住宅

河芸町内の県営住宅

松阪市内の県営住宅（京宮団地を除く。）

尾鷲市内（泉団地）の県営住宅

4 入居申請資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予約者を含む。）があること。

(2) 三重県内に住所又は勤務場所を有すること。

(3) 公営住宅法に規定する月収があること。

5 詳細については、入居を希望する住宅の所在地を所管する各県民局土木事務所建築課又は県土木部建築課へ問い合わせること。

親子のかわす対話にあふ家庭

毎月第3日曜日は「家庭の日」

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,300円

1箇年 15,600円

昭和52年10月18日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課